

## 特集

——シンポジウム「19世紀出版文化とユニテリアン・ネットワーク——Harriet Martineauを中心として」

### 1790年代の政治パンフレットにおけるアナ・バーボールドの自己呈示 ——女性というジェンダーに注目して——

梅垣 千尋 (青山学院大学)

#### はじめに

アナ・リテシヤ・バーボールド (Anna Letitia [Laetitia] Barbauld, 1743-1825) という名前を聞いてすぐに思い浮かぶのは、18世紀の英文学に詳しい人なら、「ブルーストッキング・サークル」の一員となった女性詩人、あるいはサミュエル・リチャードソンの書簡集の編集者というイメージだろうか。児童文学に関心がある人なら、よく知られた子ども向け読み方教材の作者、教育史を専門とする人なら、非国教会系の有力な教育機関「ウォリントン・アカデミー」の教師の娘、はたまたヴィクトリア朝文化に親しんでいる人なら、ユニテリアン出身の女性作家ハリエット・マーティノーにとっての「母」的存在といったところかもしれない<sup>1</sup>。その一方で、このように多彩なジャンルの出版活動にたずさわったバーボールドが、1790年代前半に少なくとも3点の政治パンフレットを著していたことは、相対的にはあまり知られていない事実である。

本稿はこうした政治パンフレットの作者としてのバーボールドに光を当て、それらの出版にあたって、彼女がどのような自己呈示の方法を、どのような意図のもとで選びとったのかを考察するものである。もっぱら男性が中心的な担い手として想定されていた「政治」という領域に、女性であるバーボールドが書き手として参入したという出来事は、ジェンダーの視点からみて興味深く、このような出版活動を可能にした背景や戦略は、詳しい検討に値すると考えられるからである。その検討に入る前に、まずはバーボールドが18世紀末のイギリスでどのような位置を占める女性だったのかを確認するところから始めよう<sup>2</sup>。

## 1. バーボールドの位置

アナ・リティシア・バーボールド(旧姓エイキン)は、長老派の流れを引くプロテスタント非国教徒の両親のもとに生まれ育った。父親のジョン・エイキンは、スコットランドのアバディーン大学で神学や古典学を修めたのち、キブワースで男子学校を運営していたが、やがてアナが15歳のとき、新設されたウォリントン・アカデミーの教師となった。アナには4歳違いの弟ジョンがおり、ジョンはウォリントン・アカデミーに入学するまで、家庭内で父親から教育をほどこされた。アナはこの学びの場に自分も加えてくれるよう父親を説得し、この時代の女性にしては珍しく、ラテン語とギリシャ語を習得した<sup>3</sup>。

英国国教会の権威にたいして批判的な立場から、教育や出版などさまざまな知的活動を展開した18世紀末イギリスの非国教徒は、「理性的非国教徒(Rational Dissent)」とも呼ばれ、やがて19世紀になるとしばしば「ユニテリアン」という総称で括られることになる。教育史家のルース・ワッツが明らかにしたように、彼らは一般に、ジョン・ロックを起点としつつデイヴィッド・ハートリーによって展開された観念連合説を受け入れて、生まれた時点での人間精神を「白紙」とみなし、男女のあいだにもその理性の力に生得的な差異があるとは考えなかった<sup>4</sup>。そのような前提をもとに、彼らのあいだで広く共有されていたのが、教育によって女性は知的に「進歩」できるとする発想である。たとえば、ウォリントン・アカデミーでアナの父親の同僚だったジョセフ・プリーストリは、ある親しい非国教徒の牧師の死をうやむやい説教で、彼が自分の娘たちに数学や哲学を教えていたことを回顧しながら、「たしかに女性の精神は男性のそれと同じように進歩し、同じような素養をもちうる」と述べた<sup>5</sup>。非国教徒たちのジェンダー観には、少なくとも理論上、「知性に性差なし」とする革新性があったといつてよい。

しかしながらこのことは、彼らが完全なジェンダー平等を追求していたことをかならずしも意味しない。事実、アナは父親から十分に高度な教育を受けながら、女性であるためウォリントン・アカデミーの正規の生徒にはなりえなかった。むしろアナにたいして、家庭を中心とした女性にふさわしい生き方をするよう厳しく教え導いたのが、母親のジェインである。非国教徒の牧師の娘であったジェインは、アナが2歳のころから文章を読

めるほどにまで賢く、学習意欲の旺盛な娘であることを知りつつも、学校の男子生徒たちと一緒に育てられれば「おてんば娘」になってしまうと案じて、より厳かで慎み深い女性になるようアナの活動を抑え込んだ。アナの姪にあたるルーシー・エイキンがのちにまとめた回想録によれば、自分が男女混合の公の場で気後れしたり、初対面の人によそよそしく振る舞ったりするのは、こうした母親の教育のせいだとアナ自身がよく語っていたという<sup>6</sup>。

英文学者のマーロン・B・ロスは、社会の少数派である非国教徒のなかで、さらに女性として周縁に置かれたバーボールドの位置を「二重の異議者 (double dissent)」と表現している<sup>7</sup>。非国教徒たちの緊密なネットワークの中心近くに位置しながら、バーボールドが20代のころから韻文や散文のなかで、その学知のあり方を相対化する視点を示していたことは、たしかに彼女が女性であったことと無関係ではないだろう。たとえば1771年、家族ぐるみのつきあいだったプリーストリーの家を訪れたとき、化学者でもある彼の気体の実験用に捕えられたネズミの姿を目にして、彼女が書いた「ネズミの請願」という有名な詩がある。「自由に生まれついたネズミ」の立場から自身の解放を求めるこの詩は、非国教徒として圧政に抗うはずのプリーストリーが、小動物の目線からすれば無慈悲な抑圧者として立ち現れることを、ユーモア混じりに鋭く突いたものになっている<sup>8</sup>。

さらにより直截的に、非国教徒の宗教観や学問観にたいして疑問を呈したのが、結婚して改姓後の1775年、父親への献辞をつけて刊行された『信仰に関わる作品集』所収の「信仰の趣味について、また分離派教会、体制派教会についての考察」という論考である。ここでバーボールドは、非国教徒の知的態度に、論争を戦わせることで神の真理を探究しようとする熱狂と、抽象的に神を理解しようとする哲学的な冷徹さがみられることを指摘し、これらは彼女自身が重要視する、想像力を用いたより個人的な神への愛着にもとづく信仰のあり方を阻んでしまうと論じた<sup>9</sup>。そもそも女性としてこのような内部批判を発表できたこと自体が、忌憚のない意見交換に価値を置く非国教徒の文化的環境のおかげであったともいえるが、いずれにせよこうして独自の立場を公にしたバーボールドは、18世紀末には非国教徒のあいだで一目置かれる存在になっていた。

しかしそれでも出版活動を行うにあたり、バーボールドに躊躇がみられなかったわけではない。1790年代の政治パンフレットの出版という本稿の関心との関わりで紹介しておきたいのが、保守派のエドマンド・バークと急進派のトマス・ペインの対立に代表される、いわゆる「フランス革命論争」にまつわるエピソードである。バークの『フランス革命の省察』が1790年11月1日に出版されてから約1ヶ月後、新聞や風刺画などの出版メディアは、バーボールドや女性歴史家キャサリン・マコーリらがバークへの反論文書を準備しているというゴシップを報じた<sup>10</sup>。騎士道精神を賛美したバークが、ほかならぬ女性論者たちによって叩かれるという構図自体が痛快に映ったせいもあるのだろう。実際にバーボールドのもとには、知人たちからも期待の声が寄せられた<sup>11</sup>。1791年2月28日付けの弟ジョンへの手紙によれば、バーボールドは当初「その気がないではなく、数ページ分を書いてみた」というが、しかし同時に「私にとっては大きすぎる企て」であると感じ、「日の目を見るかどうかはわからない」とも綴っていた<sup>12</sup>。バーク批判のパンフレットが、その時点でマコーリら多くの急進派によって出版され、さらにペインの『人間の権利』刊行の広告も出たばかりであったことを考えれば<sup>13</sup>、もはや自分の出る幕はないと及び腰になったのかもしれない。結局、その「数ページ分」が書き足されて発表されることはなかった。

とはいえ、このエピソードから浮かび上がる消極的なイメージにつられて、バーボールドが書いたもの自体を何かあやふやで要領を得ないものであると思込むのなら、それは大きな誤解となる。たしかに刊行された文章のなかには、先述のようにいわゆる革新的な体制批判の陣営に身を置きつつも、そこで自明視される価値観を思いがけない角度から疑うようなものがあり、その思想を理解するには一筋縄ではいかない。こうした複雑さをみれば、彼女の立場を説明する際に「曖昧」「両義的」といった言葉を使いたくなるのは無理もない<sup>14</sup>。だが、現代のバーボールド研究の第一人者であるウィリアム・マッカーシーは、彼女の独特な知的性格を形容するのにより意を尽くして、「掴みどころがなく、逆張りの反語的で、敵に回る (elusive, contrarian, ironic, and alienated)」という言葉を選んでいる<sup>15</sup>。自分の位置づけについて、白黒をつけて簡単にわかったことにされたくないという天邪鬼的な性格を思い起こさせる表現であるが、そのほうがよほ

どの確であると考えべきだろう。

なぜならこうした性格は、まさに彼女と身近に接した同時代人たちの印象と一致するからである。たとえば、19世紀初頭にバーボールドの家をよく訪問していたヘンリー・クラブ・ロビンソンは、日記のなかで複数回、彼女のことを「議論好き (argumentative)」と形容した<sup>16</sup>。また非国教徒のネットワークを通じて交流のあったアメリア・オウピーは、バーボールドが「しばしば議論したいがために反対の意見を述べた (often contradicted for the sake of argument)」と回想している<sup>17</sup>。これらの証言が物語るのは、安易に思考の着地点を定めようとしない、タフな論客としてのバーボールドの実像である。自分の考えを文章にまとめる際も、その多くが単純な性格づけを拒むような内容になっているのは、彼女のこうした性分ゆえであったと考えられる。私たちはバーボールドという女性を、通常想定されている以上に手強い書き手であると思っておいたほうがよい。

それでは、こうした独特な位置を占めるバーボールドが出版したのは、どのような政治パンフレットだったのか。次にそれを見ていこう。

## 2. 1790年代の政治パンフレット

冒頭に述べたように、判明しているかぎりバーボールドは生涯で少なくとも3点の政治パンフレットを著し、それらはすべて1790年代前半に刊行された。出版を手がけたのは3点とも、非国教徒の著作を数多く扱って「出版業の父」と呼ばれたジョセフ・ジョンソンである。自己呈示の問題は後で詳しく検討することにして、ここではまずそれぞれのパンフレットについて、出版にいたった背景やおもな主張など、基本的な事柄を確認しておきたい。

バーボールドにとって初の政治パンフレットとなったのは、1790年3月に出版された『自治体法・審査法廃止に反対する者たちへの呼びかけ』(以下、『反対する者たちへの呼びかけ』と略記)である。初版は全40ページで、価格は1シリングだった。

題名からもわかるように、出版の背景をなしていたのは、1689年の寛容法制定後も英国国教会信者以外の者を公職から締め出す法律として効力を持ち続けた自治体法(1661年制定)と審査法(1673年制定)の廃止を求め

る非国教徒の運動であった。宗教的な差別を受けながら、新興の産業都市での経済的成功によって18世紀後半から無視できない勢力となっていた非国教徒は、改革支持という基本的姿勢からフォックス派ホイッグ党との政治的連携を深め、1780年代末になると両者の協力関係は、庶民院での自治体法・審査法廃止動議の提出というかたちで結実した<sup>18</sup>。しかし1787年、89年と相次いで動議は否決され、1790年には領袖チャールズ・J・フォックスがみずから動議を提出したものの、フランス革命の勃発を目にして国内の改革の動きに警戒する保守派議員からの反対に遭い、189票差で否決される結果となった(最終的な廃止は1828年を待たなければならない)。

『反対する者たちへの呼びかけ』は、この自治体法・審査法廃止動議否決の知らせを受けて、非国教徒の立場から「廃止に反対する者たち」に宛てて書かれている。末尾に記された1790年3月3日という日付は、庶民院での票決の翌日にあたることから、これを信じるなら、バーボールドは勢いに任せて1日でこの文章を書き上げたことになる。疑問文が多く用いられていることからわかるように、全体を貫く論調は、「反対する者たち」にたいしてなぜそのような立場をとりうるのかと問い質す強い抗議の姿勢である。彼女を駆り立てていたのはもちろん、依然として非国教徒を十全たる国民として受け入れようとしない国教会体制の狭量さにたいする義憤であった。かつて自由の国であることを誇ったイングランドは、もはや存在しないのではないか。パンフレットの終盤で、彼女はこうした根源的な問いを投げかけ、その上で保守派に当てつけるかのように、いまや革命を起こして宗教的自由を実現させつつあるフランスにたいし、「私たちがかつてあなた方の模範であったように、私たちの模範であれ」と呼びかけた<sup>19</sup>。1790年の終わりにバーボールドに向けてパーク批判を期待する声が周辺からあがったことはすでに述べたが、それは3月末に出版されたこのパンフレットの評判によるところが大きかった。

パーク批判という企てにおいては途中でペンを置くことになったバーボールドが、次に手がけた政治パンフレットが『人びとへの市民的説教』である。1792年6月に第1号(全20ページ)、8月に第2号(全26ページ)が出版され、いずれも価格は6ペンス(1シリングの半分)と設定された。

出版の背景となったのは、1791年の夏ごろから顕在化していた、非国教

徒を含む急進派にたいする保守派の側からの暴力をとまなう排除の動きである。バーミンガムでは1791年7月14日、フランス革命を支持してイギリス政府に敵対するとみなされた非国教徒を標的に、愛国主義的な群衆が「教会と国王」という掛け声のもと、その家屋や店舗を襲撃する事件が発生した。これによりプリーストリの自宅がその書庫や実験室もろとも焼失したことから、「プリーストリ暴動」としても知られる事件である。1792年に入ると、2月に出版されたペインの『人間の権利』第2部がイギリスにおける革命の必要性を公然と主張し、これを手に取る読者が下層民衆のあいだで爆発的に増えたため、この状況に大きな脅威を感じた首相ウィリアム・ピット率いる政府当局はついに言論弾圧に乗り出した。同年5月21日、政府は国王布告を出して『人間の権利』を含む「邪悪かつ煽動的な文書」の執筆、出版、流通に関わる者を逮捕し起訴するよう治安判事に命じ、これにより政府を正面から攻撃する出版活動を行うことはきわめて困難となった。

バーボールドの『人びとへの市民的説教』は、このような保守派の攻勢を受けて、もっぱら下層民衆に「政府／統治 (government)」の原理についての最低限の知識をもたせることを目的に書かれた説教風のパンフレットである。5月に出されたばかりの国王布告の文面にかこつけて、ここで巧みに唱えられるのは、今回の布告は、取り締まりの対象となる「煽動的」文書によって脅かされるという国民の「権利」と「自由」、自国の「平和と繁栄」とは何なのかをまずもって理解するよう私たち臣民に求めている、という理屈である<sup>20</sup>。こうして政権の意向を忖度するかのような構えをとった上で、バーボールドが民衆に向けて訴えたのは、「獣」や「奴隷」のようにわけもわからず統治者に支配されてはならないという主張であった。第1号の後半で、善良な市民の所有物を破壊しておいて、みずからを「政府の友」と名乗ったバーミンガムの暴徒たちの無知ぶりが強く指弾されているところをみると、前年の暴動でプリーストリが受けた被害にたいする彼女の個人的な怒りが執筆の動機となっていたことは想像に難くない<sup>21</sup>。「社会契約」という言葉を一切使わずに政府の成立過程をわかりやすく説いた第2号は、政府とは「相互の必要」から「相互の幸福」を生み出すための「人間の発明」にすぎないとして、自分たちの生活にとって何が「良い政府」なのかをみずから判断するよう読者に呼びかけて締め括られていた<sup>22</sup>。

『人びとへの市民的説教』の第2号では続編の刊行が示唆されていたものの、第3号以降が準備された形跡はない。それに代えて、バーボールドが翌1793年5月に出版することになったのが、『政府の罪、国民の罪』である。初版は全42ページで、価格は1シリングだった。

副題に「1793年4月19日に指定された断食礼拝日にむけての講話」と記されていることからわかるように、その執筆の直接のきっかけは、1793年2月1日から始まった対仏戦争での勝利を神に祈るため、4月19日に断食礼拝を行うよう政府が全臣民に求めた3月1日の国王布告であった。フランス革命を支持する急進派の大部分は、当然この戦争そのものに反対し、なかでもとくに非国教徒は、政府によるこうした国民動員を良心の自由の侵害と捉えて反発した。バーボールドが同様な見方をとっていたことはいうまでもないが、『政府の罪、国民の罪』ではやや趣向を変えて、この断食礼拝そのものをむしろ、多くの犠牲をとまなう戦争の続行を黙認してしまっている国民の側の責任を考える機会にしようと呼びかけている。実際の出版は断食礼拝日が過ぎた5月にずれ込むことになったものの、その遅れによって刊行の意味が失われたともいえない。「抑圧的な法」や「悪い政府」を受け入れている国民の側にも「罪」があるとこのパンフレットの主張は、戦争反対という趣旨にとどまらず、政府の「改革」が究極的には国民の「世論 (general opinion)」によってしか成し遂げられない<sup>23</sup>、とするバーボールドの基本的な政治信念の表明にもなっていたからである。

### 3. 自己呈示の方法

さて、これほど堂々たる主張を展開した一方で、バーボールドがこれらの政治パンフレットのなかで自分自身の名前を明かすことはなかった。『反対する者たちへの呼びかけ』は末尾に「非国教徒 (A Dissenter)」という筆名のみが記載され、『人びとへの市民的説教』は無記名で、『政府の罪、国民の罪』は表紙に「志願者による (By A Volunteer)」としか記されていない。当時、政治パンフレットが匿名で刊行されること自体は珍しくなかったし、先にみたフランス革命論争での躊躇を思い起こせば、自分自身の存在を前面に出さないというバーボールドの選択には、さして注目する意義など感じられないかもしれない。しかし一筋縄ではいかない彼女のこと、そこに



は何らかの思惑があったと考えたほうがよさそうである。では、バーボールドはどのような意図からこうした自己呈示の方法をとることにしたのか。1790年代前半に書かれた手紙などの個人的史料には具体的言及がないため、さまざまな状況証拠をもとに考察してみたい。

まず指摘する必要があるのは、同時期に刊行されたバーボールドの著作のなかに、ある程度まで政治的な性格をもつ出版物であっても、実名を掲載したものが複数みられることである。たとえば、1791年6月に出版された『ウィリアム・ウィルバーフォース殿への書簡』は、同年4月18日に国教会福音主義派の議員ウィルバーフォースが庶民院に提出した奴隷貿易廃止動議が否決されたことを受けて、奴隷貿易廃止に向けた彼の尽力を称賛し、その無念さに寄り添う詩であったが、表紙にはバーボールドの名前があった<sup>24</sup>。また翌1792年、『人びとへの市民的説教』の執筆に着手する少し前に著された『公的ないし社会的礼拝の便宜性と妥当性についてのギルバート・ウェイクフィールド氏の探求についての所見』（以下、『探求についての所見』と略記）は、4月に初版が出た際には匿名だったが、5月刊行の二版からは実名が掲載された。このパンフレットは、非国教徒のウェイクフィールドが前年に唱えた礼拝不要論への批判として書かれたもので、宗教実践という主題を扱いつつ、集団で行う公的礼拝を「事実上の人間の権利の宣言を含む」点から意義づけており<sup>25</sup>、フランス革命の進行と重ね合わせると、やはり十分に政治的な意味合いをもっていた。

では、バーボールドが出版物のなかで実名を明かすか否かを定める際の線引きの基準はどこにあったのか。それを考えるためには、これらの2作品が3点の政治パンフレットと比べてどのような点で異なり、どのような理由で実名を出しやすかったのかを確認することが有効だろう。まず『ウィリアム・ウィルバーフォース殿への書簡』のほうは、庶民院での動議の否決という出来事を契機として書かれている点で、前年に出版された『反対する者たちへの呼びかけ』と共通するものの、詩という形式がとられていることが決定的な違いである。よく知られているように、18世紀末には奴隷制の非人道性を訴える詩が多く的女性たちによって出版され、保守的なハナ・モアでさえ『奴隷制』（1788年）という詩を刊行する際には実名を載せていた<sup>26</sup>。つまり奴隷制反対という大義を掲げた詩の出版においては、

実名を出すことがむしろ定式化されていたのである。

次に『探求についての所見』のほうは、異論があることを前提として自説を展開している点で、3点の政治パンフレットと形式面での共通性がある一方で、それがもつばら非国教徒内の「内輪向け」の内容を扱っており、さらにウェイクフィールドという特定の個人の主張にたいする直接的な応答として書かれている点で、性格を異にするといえる。ウェイクフィールドがかつてウォリントン・アカデミーで教師を務めた経験をもつ、バーボールドと近い間柄の友人であったことをここで付け加えてもよいだろう<sup>27</sup>。こうした一対一の関係性からは、相手と同じく自分の側も実名を明かすことをある種の礼儀とみなす発想が生まれてきてもおかしくはない。

このように比較してみると、要するにバーボールドは政治的著作のなかでも、詩という形式をとった出版物や、個人間の応答関係を想定した内輪向けの出版物では実名を明かしてよいと考え、その逆に、自分自身の主張を散文形式で明確に打ち出した、幅広い読者公衆向けの出版物では実名を出さないほうがよいと考えていたことになる。事実、呼びかけている対象に注目して3点の政治パンフレットを読み返すと、『反対する者たちへの呼びかけ』は文字通り自治体法・審査法廃止に反対する人びとに向けて、『人びとへの市民的説教』は十分な政治的知識をもたない下層民衆に向けて、『政府の罪、国民の罪』はイギリス国民全体に向けて、自身の主張を届けようとしており、いずれの場合も明らかに、互いに顔がわかるような個人的関係からなる世界の外部にむけた発信となっていた。

このような線引きの含意を考えると、やはりそこに浮かび上がるのは女性というジェンダーにまつわる要因だろう。つまり公衆向けに自分の主張を明確に訴えかける政治パンフレットという媒体では、女性としての著者の姿を現すことに大きなデメリットがあるという認識をバーボールドがもっていたということである。たしかに、たとえば『人びとへの市民的説教』と『政府の罪、国民の罪』では、読者への呼びかけの際に「我が同胞(My Brethren)」という言葉が使われており<sup>28</sup>、ここからは文字通り、彼女が読み手を「兄弟」、すなわち男性というジェンダーをもつ存在として思い描いていたことがわかる。そのような読者像を前提とすれば、著者が女性であるという事実は、まさに「有徴」の存在であるがゆえの厄介な反応を呼び

起こすことが目に見えていたにちがいない。実際、ある国教会の教区牧師は1790年、非国教徒の運動を批判するパンフレットのなかで『反対する者たちへの呼びかけ』を取り上げて論難する際、その著者を「この紳士」「彼」と呼んでいたが、巻末に付された覚書では、脱稿後にこれが「女性のペン」によるものであると知り、「非常な驚き」と「懸念」を抱いたと記している。「柔らかな胸にこれほどまでに強烈な憤怒が宿るのか？」というアレグザンダー・ポウプの『髪盗人』からの引用が、その捨て台詞であった<sup>29</sup>。

とはいえ、伝統的なジェンダー規範から逸脱した女性として社会的制裁を受けることを恐れたために、バーボールドがこれらの政治パンフレットで匿名や筆名を使ったと考えるのは、やや色眼鏡がかかりすぎている。たとえば、『人びとへの市民的説教』が匿名で出版されたのは、ジェンダーにまつわる怯えにその理由を帰するより、ほかの急進派のパンフレティアたちと同様、政府による言論統制が進むなかで「煽動的」文書として目をつけられるのを避けるためであったと考えたほうが実態に即している<sup>30</sup>。むしろバーボールドの場合、匿名や筆名を用いたのは、ジェンダーの属性を明かさな「無徴」の存在になったほうが、読み手に余計なバイアスを与えることも書き手が気負いや制約を感じることもなく、実際の面から得策だという判断をしていたからであった可能性が高い<sup>31</sup>。

バーボールドが選んだ自己呈示の方法について、そこに実際的な理由があったことをこうして強調するには、もちろん根拠がある。端的に言えば、自分が政治パンフレットを書いたことをひた隠しにしようとする素振りが、さほど彼女にはみられないからである。そもそも1790年の年末にバーク批判を書くよう知人から求められた経緯からもわかるように、非国教徒やそのネットワークの周辺では、『反対する者たちへの呼びかけ』がバーボールドの手によるものであることを少なくない人びとが知っていた。バーボールドが周囲の友人や知人に執筆の事実を明かしていたことも、史料から裏付けることができる。たとえば彼女は、議会改革を要求するヨークシャー運動を1780年代に主導して非国教徒の運動にも理解のあったクリストファー・ワイヴィルに宛てて、筆名を用いた『政府の罪、国民の罪』を刊行直後の1793年5月20日にみずから献本していた<sup>32</sup>。政府の取り締まりを恐れて執筆の事実を隠し通す必要のあった『人びとへの市民的説教』

でさえ、のちの1811年2月26日には、自分が作者であることを先述のヘンリ・クラブ・ロビンソンに告げている<sup>33</sup>。

それだけではない。思いがけないことに、彼女の出版物の巻末や当時の新聞に載った宣伝広告には、筆名を使った政治パンフレットがバーボールドの作品であることがそれとなく示されていた。たとえば、1792年に匿名で刊行された『探求についての所見』の初版には、巻末に「バーボールド夫人による著作」という宣伝用の題名一覧が付されており、そこには詩集や子ども向け読み方教材とともに、『反対する者たちへの呼びかけ』が並んでいた<sup>34</sup>。また『ザ・モーニング・クロニクル』などの新聞には、1793年5月に刊行された『政府の罪、国民の罪』の広告が6月下旬から掲載されたが、そこには大きな活字で「志願者による」と筆名を記したすぐ下に、小さな活字でやはり「バーボールド夫人による著作」という題名一覧があげられていた<sup>35</sup>。バーボールドの作品であることが容易にわかるこうした宣伝広告の出し方は、出版者のジョンソンの意向によるところが大きかったかもしれないが、とはいえ二人のあいだにトラブルがなかったところをみると、バーボールド自身に特段のこだわりはなかったようにみえる。少なくとも筆名を使った政治パンフレットについては、自分が作者であることが、ある程度のリテラシーをもつ読者公衆のあいだで知られることになっても構わない——これが彼女の偽らざる本音であったと考えられる。

#### 4. 「謎かけ」の装置としての筆名

このように考えると、当時の政治情勢から匿名にしなけりばならなかった『人びとへの市民的説教』は別として、『反対する者たちへの呼びかけ』と『政府の罪、国民の罪』の2点については、かならずしも自分が執筆した事実を隠すことを主たる目的として筆名が使われたわけではなかったのではないかと、という疑問が当然生じてくる。つまり筆名を使うことには、バーボールド自身が何らかの積極的な意味を見いだしていた可能性があるということである<sup>36</sup>。これは、弟のジョン・エイキンがほぼ同時期に同趣旨で刊行した2点の政治パンフレット、すなわち『先の挫折についてのイングランドの国教反対者たちへの呼びかけ』(1790年)と『国民の懺悔にむけた糧』(1793年)がいずれも匿名であった事実と付き合わせると、より興味深

い問題として浮上する<sup>37</sup>。弟と同じようにあっさり匿名で刊行する道があったにもかかわらず、なぜバーボールドは『反対する者たちへの呼びかけ』と『政府の罪、国民の罪』を出版する際、あえてそれぞれに「非国教徒」や「志願者」という筆名を載せたのか。もちろんいずれもジェンダー中立的な名称として選ばれたことは容易に想像されるが、ここで迫りたいのは、そもそも筆名使用という方法を採用することにしたバーボールド自身の思惑である。そこからは、女性であることを伏せるという先述の戦略とはまた異なる次元での、読者公衆にたいする彼女の向き合い方が明らかになると考えられるからである。

その考察にあたってまず確認しておきたいのは、バーボールドが多岐にわたる執筆活動のなかで、事物の名前とその説明のあいだの複雑な関係性にたいして一貫して独自の関心をもち続けていたことである。たとえば、弟との共著というかたちで刊行された子ども向け物語集『家庭での夕べ』(1792~99年、全6巻)の第1巻には、彼女が書いた「正しい名前による事物」という短い物語が収められている。このなかで、幼い男児とその父親のあいだの何気ない会話を通して明らかにされるのは、ひとたび既成概念から自由になって物事を捉えようとすれば、戦争中に誇らしげに戦地に赴く兵士のことを「殺人者」、戦闘のことを「大量殺人」と呼ぶことさえ可能になるという事実である。戦争反対という旗幟を鮮明にしつつ、ここで提起されているのは、まさにその題名が示す通り、「事物」の「正しい名前」とは何なのかという根源的な問いである<sup>38</sup>。

さらにこうしたバーボールドの関心を反映した著作としては、事物の説明を行う際に、一様ではない複数の定義が成り立つことを踏まえた「謎かけ(riddle / enigma)」というクイズ形式の詩と、それに関する論考がある。少なくとも6篇が見つかっている彼女のこうした形式の詩は、いずれも「私」を主語にして、自分がつとされるさまざまな固有の性質や特徴を詠んだもので、そこで想定されていたのは、断片的な説明を手掛かりに「私」が何者なのかを推測して当ててもらおうという、子どもたちを中心に家庭内でよく楽しめる言葉遊びだった<sup>39</sup>。バーボールド自身が書き残した「謎かけについて」という短い論考によれば、「謎かけとは、名前のない、事物の記述」であり、それは「当惑させることを意図している」ので「本当

にそれが属しているのではない何かに属しているようにみえるし、しばしば矛盾しているようにみえる」のだが、「解き当てたと思えば、その解答はまったく明瞭なものにみえてくる」という。とりわけ彼女が強調するのは、「謎かけ」の解答を求めて頭をフル回転させるこうした過程そのものに、「精神を鍛える」という重要な意義が見いだせる点である。それは身体にとってのスポーツと同じ役割を果たすもので、謎かけの解答を見つけだすときには、風呂に入っていたアルキメデスが「エウレカ！」と叫んだのと同じような精神のはたらきがみられるという<sup>40</sup>。

さて、以上のようなバーボールドの独自の関心を確認した上で、ひとつの仮説としてここで示したいのは、2点の政治パンフレットにおける筆名の使用は、この謎かけのいわば「逆」を行うための仕掛けだったのではないか、ということである。つまりそれは、謎かけの解答にあたる名前のほうをまず先に明かしておいて、互いに矛盾するような複数の説明を与えつつ、その意味するところをさまざまな角度から読者に考えさせるという企てだったのではないだろうか。この仮説を検証するためには、バーボールドのテキストをより詳しくみていく必要がある。

まず『反対する者たちへの呼びかけ』の場合、「非国教徒」という筆名は、宗教的差別の撤廃要求というこのパンフレットの趣旨からすれば、読者からは何の違和感もなく、問題の当事者であることを表すための単なる記号として受けとめられるだろう。題名が示すように、自治体法・審査法廃止動議が否決されたことにたいして憤ったひとりの非国教徒が「反対する者たち」に抗議すべく声をあげているというのが、その第一印象だからである。しかし本文を読んでいくと、非国教徒を公職から締め出す国教会体制の不寛容を糾弾するなかで、思いがけないことに、この作者自身が「非国教徒」というカテゴリーの存在をかならずしも肯定的には受けとめていないことが、次のように吐露される。

私たちは市民という共通の名称のもとであらゆる区別の名前を葬り去りたい。私たちは、自分たちの神学研究や宗教的な集まり以外のところで、非国教徒 (Dissenter) という名前が発せられるのを望まない。……私たちの異議を唱える姿勢 (our dissent) が私たちの性格の際立つ

た特徴になるよう強いているのは、あなた方なのだ。<sup>41</sup>

つまり、自分としては「異議を唱える者」という意味をもつ「非国教徒」という名前を一種のスティグマとして捉えており、究極的にはその「区別の名前」が消滅することを望むのだが、国教会体制のもとでは依然として自分たちが「市民」と認めてもらえないせいで、仕方なく「非国教徒」を名乗らされている、というわけである。ここから浮かび上がるのは、当事者の意に反した恥ずべき汚名としての「非国教徒」という意味合いである。読者からすれば、それでもなおこの名前を筆名として用いるしか選択肢のない作者は、まさしく国教会体制の犠牲者にほかならないことになる。

しかし、もちろん話はそこで終わらない。さらにこのパンフレットを読み進めていくと、論調は一転して強気になり、「それが恥ずべきスティグマとなるのか、名誉ある区別となるのかを決めるのは、私たちの力にかかっている」として、「振る舞いの穏やかさ」や「燃えるような自由への愛」や「哲学的発見による世界の啓蒙」などにおいて、非国教徒が国教徒よりも優れていることが証明される可能性が挑発的に語られる<sup>42</sup>。こうした自負心に接すれば、読者の側は当然、「非国教徒」という筆名がむしろ能動的に、国教会体制への抵抗という誇るべきアイデンティティの表明のために用いられていることに気づくことになる。このように『反対する者たちへの呼びかけ』は、「非国教徒」という筆名を付した上で、その言葉がもつ複数の意味を大きな振れ幅でもって示すことによって、当事者がそれを名乗ることにどれほど複雑な葛藤があるのかを、当惑を誘いつつも読者の側に深く考えさせるテキストになっているのである。

次に、『政府の罪、国民の罪』の場合をみていこう。表紙に載った「志願者」という筆名は、国王布告によって全臣民が断食礼拝に加わるよう求められているという文脈で先入観なく受けとめれば、その礼拝にみずから加わる人のことを指すように読めるだろう。つまり、戦争の勝利を国民一丸となって祈ろうという政府の呼びかけにたいして、自発的に応える「ボランティア」という意味合いである。もっとも、政府の呼びかけが実質的には国民にたいする礼拝参加の強制であることを考えれば、その参加者が「ボランティア」と名乗ることはかなり奇妙に映る。しかし、その意図はすぐに判

明する。なぜなら、興味深いことにこのパンフレットは、国王布告をそうした上からの命令としてではなく、困り果てた状態にある支配者たちから国民に向けて発せられた救援の求めとして、故意に誤読してみせているからである。たとえば、冒頭近くに次のような記述がある。

私たちが手助けできず、またそこに何も関与していないような害悪は、深い悲しみの対象であっても、自責の念を抱く (of remorse) 対象ではない。……国民全体がこの国の事柄にまったく無関係であれば、私たちの支配者たちは……彼らだけで断食をし、祈っていたことだろう。しかし、私たちは国民の罪 (national sins) を悔い改めるよう求められている。それは、私たちが彼ら [支配者たち] を助けることができるからであり、私たちが彼らを助けるべきであるからだ。

ここで示されているのは、支配者たちが国民に礼拝参加を求めているのは、戦争によって生じた害悪の責任が、最終的には彼ら支配者にはなく「究極的に権力が基礎を置くところ」、つまり国民の側にあると考えているからだ、という論理である<sup>43</sup>。こうしたきわめて民主主義的な認識枠組みに依拠すれば、筆名の「志願者」とは、国事にたいして責任をもつ主体として、みずから支配者たちを助けようとする一国民を意味することになる。

しかしもちろん、政府の側にそのような認識枠組みがあるはずはない。それどころか、戦争にともなう犠牲の現実から人びとの目を逸らしたり、戦争を宗教と結びつけて危機感を煽ったりすることによって、国民を意のままに操ろうとする政府のねらいが、このパンフレットの終わりにかけて告発される。その文脈で、作者は読者にむけて「この一日、あなた方の行動がその原因になってきたような害悪」にたいして「悔い改めよ」と訴えているが、それは、多くの国民が自分自身の判断力をおろそかにして、安易に政府の方針に追従する行動をとっていることへの戒めにほかならない<sup>44</sup>。ここまで読んでいくと、作者が「志願者」と名乗ることで何を意図しているのかは、おのずと明らかになってくる。つまりそこで示されているのは、このパンフレットが最初に印象づけたような、断食礼拝にみずから参加する「ボランティア」の立場では断じてない。それは、政府がこう



して誘い込んでくる共犯関係をみずから断ち切り、その上で、国民を先述のような意味での「志願者」、つまり国事にたいして責任をもつ主体にはさせない「政府の罪」を、まさにそのような主体として自発的に糺そうとする一国民の立場なのである。

このようにして『反対する者たちへの呼びかけ』と『政府の罪、国民の罪』はいずれも、筆名がもつ意味をあえて多義的に示すことで、作者がどのような意図を込めてそれらを名乗っているのかという「謎」を読み手の側に抱かせ、奥行きのある解釈を引き出すことを可能にしている。これは、匿名や実名にしていればけっして成り立たない巧みな仕掛けであるといえるだろう。すでに述べたように、謎かけという形式がもつばら子どもたちの言葉遊びとして家庭内で楽しまれていたことを考えれば、性質上それとは似ても似つかないジャンルであるはずの政治パンフレットに、こうした手法を用いるのはおかしく感じられるかもしれない。しかし、バーボールドが謎かけに「精神を鍛える」という意義を見いだしていたことを思い起こせば、このことは意外でも奇妙でもない。つまり、彼女は政治パンフレットを書くにあたり、読者にみずからの思考を深めさせることをねらいとし、そのための装置の一部として筆名を用いたのである。

## おわりに

以上のように、本稿ではバーボールドが1790年代前半に3点の政治パンフレットを著した事実に着目し、それらの出版に際して用いられた自己呈示の方法が、彼女のどのような意図によるものであったのかを考察した。自分自身の政治的主張を公衆に向けて明確に打ち出すという出版活動は、たしかに通常女性に想定されるものではなかったが、バーボールドが匿名や筆名を用いた理由を、既存のジェンダー規範からの逸脱を怖れたことだけに帰するのは無理がある。とくに筆名を用いた2点の政治パンフレットでは、その自己呈示の方法がたんに防衛的な目的からではなく、読み手の側を思考停止にさせないための仕掛けとして積極的に選ばとられた可能性があることを、本稿は明らかにした。

こうしたバーボールドの執筆姿勢からは、その基盤に、読者公衆の知性にたいする深い信頼があったことがうかがえる。彼女の意図が実際にどこ

まで下層民衆を含む読者に伝わっていたのかという問題はひとまず措くしかないが、少なくともこれらの政治パンフレットからわかるのは、彼女が想像上の読み手とのあいだの知的なコミュニケーションを楽しんでいた事実である。そこに立ち現れるのが、女性というジェンダーに当時似つかわしいとされた「教育者」や「対話者」としての著者の姿であったとすれば、「政治」という領域への彼女の参入は、自身の女性という属性を否定するというよりむしろ活用することによって可能になったと考えてもよいかもしれない。つまり、バーボールドは女性というジェンダーを表面的には隠すと同時に、より深い部分ではみずから引き受け、活かしながら政治を論じていたのではないだろうか。

#### 註

- 1 本稿のもとになったシンポジウムでの研究発表「アナ・リティシア・バーボールドと出版文化——何をいかに公にするべきか」で触れたマーティノーとの関係について、詳しくは Shelagh Hunter, *Harriet Martineau: The Poetics of Moralism*, Aldershot: Scolar Press, 1995, ch. 2 を参照。
- 2 なお、バーボールドの生い立ちなどについての本稿の説明には、次の既発表論文と部分的に重なる部分がある。梅垣千尋「アナ・バーボールドの女子教育論——学問・女性・家庭」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』第19号（2011年）。
- 3 伝記を扱ったおもな文献として、次のものを参照。Lucy Aikin, ‘Memoir’, in Lucy Aikin (ed.), *The Works of Anna Laetitia Barbauld*, London: Longman, Hurst, Rees, Orme, Brown, and Green, 1825, vol. 1; Anna Letitia Le Breton, *Memoir of Mrs. Barbauld, including letters and notices of her family and friends*, London: G. Bell & sons, 1874; Betsy Rodgers, *Georgian Chronicle: Mrs. Barbauld and her Family*, London: Methuen, 1958.
- 4 Ruth Watts, *Gender, Power and the Unitarians in England 1760-1860*, London: Longman, 1998, ch. 2.
- 5 Joseph Priestley, ‘Reflections on Death: a Sermon, on occasion of the death of the Rev. Robert Robinson of Cambridge’, in J.T. Rutt (ed.), *The Theological and Miscellaneous Works of Joseph Priestley*, London: Smallfield & sons, 1817-1832, vol. 15, p. 419.
- 6 Aikin (ed.), *The Works*, vol. 1, pp. v-viii; Le Breton, *Memoir*, pp. 24-25.
- 7 Marlon B. Ross, ‘Configurations of Feminine Reform: The Woman Writers

- and the Tradition of Dissent’, in Carol Shiner Wilson & Joel Haefner (eds.), *Re-Visioning Romanticism: British Women Writers, 1776-1837*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1994, p. 93.
- 8 ‘The Mouse’s Petition’, in William McCarthy & Elizabeth Kraft (eds.), *Anna Letitia Barbauld: Selected Poetry and Prose*, Broadview Press, 2002, pp. 69-72. この詩は1772年刊行の『詩集』に収録されている。
  - 9 ‘Thoughts on the Devotional Taste, and on Sects and Establishments’, in McCarthy & Kraft (eds.), *Anna Letitia Barbauld*, pp. 213-218.
  - 10 Anonymous, *Don Dismallo Running the Literary Gantlet*, December 1, 1790, William Holland; *The World*, no. 1228 (December 8, 1790).
  - 11 バーク批判文書の出版を求める2通の手紙を収録した Le Breton, *Memoir*, pp. 192-194 を参照。
  - 12 Letter from Barbauld to John Aikin, February 28 [1791], in Rodgers, *Georgian Chronicle*, p. 210.
  - 13 2月22日に広告が出た。出版の詳しい経緯については、次の訳書の「あとがき」を参照。トマス・ペイン（西川正身訳）『人間の権利』岩波書店、1971年、428-429頁。
  - 14 たとえば、次の論文を参照。大石和欣「女性の慈善とバーボールドの曖昧な「公共心」——ユニタリアン文化のジェンダー問題」『放送大学研究年報』第23号（2005年）。
  - 15 William McCarthy, ‘Anna Letitia Barbauld, Alienated Intellectual’, *Enlightenment and Dissent*, 26 (2010), p. 135.
  - 16 Henry Crabb Robinson, *On Books and their Writers*, ed. by Edith J. Morley, London: J. M. Dent and sons, 1938, vol. 1, pp. 179, 218.
  - 17 Cecilia Lucy Brightwell, *Memorials of the Life of Amelia Opie, selected and arranged from her letters, diaries, and other manuscripts*, Norwich: Fletcher & Alexander, 1854, pp. 120-121.
  - 18 この連携について詳しくは、川分圭子「18-19世紀転換期のウィッグと非国教徒——ホランド・ハウスの人々」『史林』第36巻・第3号（1993年）を参照。
  - 19 A Dissenter [Anna Letitia Barbauld], *An Address to the Opposers of the Repeal of the Corporation and Test Acts*, London: J. Johnson, 1790, pp. 34-37.
  - 20 Anonymous [Anna Letitia Barbauld], *Civic Sermons to the People, no. 1, Nay, why even of yourselves, judge ye not what is right*, London: J. Johnson, 1792, pp. 13-15.
  - 21 Ibid., pp. 15-18.
  - 22 Anonymous [Anna Letitia Barbauld], *Civic Sermons to the People, no. 2, From*

- mutual Wants spring mutual Happiness*, London: J. Johnson, 1792, pp. 6-14, 23-27.
- 23 A Volunteer [Anna Letitia Barbauld], *Sins of Government, Sins of the Nation; or, A discourse for the fast, appointed on April 19, 1793*, London: J. Johnson, 1793, pp. 1-3, 9, 36-37.
- 24 Anna Letitia Barbauld, *Epistle to William Wilberforce, Esq., on the rejection of the Bill for abolishing the Slave Trade*, London: J. Johnson, 1791.
- 25 Anna Letitia Barbauld, *Remarks on Mr. Gilbert Wakefield's Enquiry into the Expediency and Propriety of Public or Social Worship*, 2nd ed., London: J. Johnson, 1792, p. 46.
- 26 Hannah More, *Slavery, a Poem*, London: T. Cadell, 1788.
- 27 なお、実子がいなかったバーボールド夫妻の養子として引き取られた甥のチャールズは、その後ウエイクフィールドの娘アンと結婚して夫婦となった。Bruce E. Graver, 'Gilbert Wakefield', in *Oxford Dictionary of National Biography* [オンライン版].
- 28 [Barbauld], *Civic Sermons to the People, no. 1*, p. 3; [Barbauld], *Sins of Government*, pp. 1-2.
- 29 William Keate, *A Free Examination of Dr. Price's and Dr. Priestley's Sermons, with a postscript, containing Some Strictures upon "An Address to the Opposers of the Repeal of the Corporation and Test Acts"*, London: J. Dodsley, 1790, p. 64.
- 30 この作品が政府当局から目をつけられていた可能性はある。フランス語版が当時ペインの作として流通していたことについては、William McCarthy, *Anna Letitia Barbauld: Voice of the Enlightenment*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 2008, pp. 321, 628、またダンディー版の刊行に関わった可能性のあるスコットランドの急進派たちの逮捕については、Rachel Trethewey, 'Lady Defender of the Revolution: Anna Letitia Barbauld among the British Radicals', in William McCarthy & Olivia Murphy (eds.), *Anna Letitia Barbauld: New Perspectives*, Lewisburg: Bucknell University Press, 2014 を参照。
- 31 バーボールドは1804年、友人の女性作家マライア・エッジワースから『女性雑誌 (The Lady's Paper)』の創刊企画をもちかけられた際、これを断る手紙のなかで、「女性による (by a lady)」雑誌と「女性として (as a lady)」の雑誌のあいだには大きな違いがあり、後者のように「公然と女性の一人として」文章を書けば「足枷をはめられる」ことになる、とその理由を述べている。つまり女性であることを前面に出して執筆すると、かえって不自由になるということである。ジェンダーの属性にとらわれないことを執筆上のメリットとみなす彼女の基本的発想がよくわかる言明だろう。Le

- Breton, *Memoir*, p. 87. 傍点による強調は手稿で下線が引かれ、収録時にイタリックで表記された部分。
- 32 Letter from Anna Letitia Barbauld to Christopher Wyvill, Hampstead, May 20, 1793, ZFW 7/2/80/26, North Yorkshire Record Office.
- 33 Robinson, *On Books and their Writers*, vol. 1, p. 23.
- 34 Anonymous [Barbauld], *Remarks on Mr. Gilbert Wakefield's Enquiry*, 1st ed., London: J. Johnson. 1792, p. 76.
- 35 *The Morning Chronicle*, June 21, 1793; *The London Chronicle*, June 18-20, 1793. なお、保守系雑誌の書評でも作者がバーボールドであることを特定した上でこの作品が批判されていた。*The British Critic*, vol. 2 (September, 1793), pp. 81-85.
- 36 彼女の匿名性へのこだわりを、実名を付すことで作品を個人の所有物とみなす出版市場文化に対抗するための「誠実さ」の演出という点から解釈した論文として、Susan Rosenbaum, “‘A Thing Unknown, Without a Name’: Anna Laetitia Barbauld and the Illegible Signature”, *Studies in Romanticism*, 40(2001)を参照。ただしここで扱われているのは詩であり、かならずしも利益をあげることを目的としない政治パンフレットも同じ枠組みで論じられるかは疑問である。
- 37 Anonymous [John Aikin], *An Address to the Dissidents of England on their late defeat*, London: J. Johnson, 1790; Anonymous [John Aikin], *Food for National Penitence; or, a Discourse intended for the approaching fast day*, London: J. Johnson, 1793.
- 38 ‘Things by their Right Names’, in Anna Letitia Barbauld & John Aikin, *Evenings at Home: or, the Juvenile Budget Opened*, vol. 1, London: J. Johnson, 1792, pp. 150-152.
- 39 このようなバーボールドの「謎かけ」への関心がジョン・キーツの「ネガティヴ・ケイパビリティ」という概念と相通じるという指摘については、Lucy Newlyn, *Reading, Writing, and Romanticism: The Anxiety of Reception*, Oxford: Oxford University Press, 2000, p. 152を参照。
- 40 ‘On Riddles’, in Anna Laetitia Barbauld, *A Legacy for Young Ladies, consisting of Miscellaneous Pieces, in Prose and Verse*, ed. by Lucy Aikin, London: Longman, Hurst, Rees, Orme, Brown, and Green, 1826, pp. 27, 30.
- 41 [Barbauld], *An Address to the Opposers*, p. 16.
- 42 Ibid., pp. 21-23.
- 43 [Barbauld], *Sins of Government*, pp. 4-5. 傍点による強調は原文のイタリック表記。
- 44 Ibid., pp. 27-38.

## Summary

### The Self-Presentation Strategy of Anna Letitia Barbauld in Her Political Pamphlets of the 1790s

Chihiro Umegaki

Anna Letitia Barbauld (1743-1825), best known as a poet and author of children's literature, published three overtly political pamphlets in the early 1790s: *An Address to the Opposers of the Repeal of the Corporation and Test Acts* (1790), *Civic Sermons to the People* (1792), and *Sins of Government, Sins of the Nation* (1793). It may not be surprising that they were either anonymous or pseudonymous, given that most women writers of this period were influenced by gendered codes of decorum which prohibited women from publicly articulating their political ideas. However, this article argues that a fear of breaking the codes was not the primary reason Barbauld concealed her identity in these pamphlets. Of course, she may have been aware that her gender could detract from the persuasiveness of her arguments. But in fact, she did not seem to mind if the public recognized her as the author, particularly in *An Address to the Opposers* (by "A Dissenter") and *Sins of Government* (by "A Volunteer"), whose advertisements listed other publications by "Mrs. Barbauld". Rather, this article suggests that Barbauld intentionally used pseudonyms to create a sense of enigma and engage readers in a process of deciphering the implications of the names. By exploring her long-standing fascination with the elusiveness of meaning, it argues that Barbauld's political pamphlets were intended to function as effective pedagogical tools, enabling readers to exercise their minds to the fullest extent as if they were solving a riddle.